

北海道告示第10088号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年6月11日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成30年2月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東光ショッピングセンター
旭川市東光8条1丁目227番8の内

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイゼン 代表取締役 柴田 貢
旭川市流通団地2条3丁目16番地

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
廃棄物等の保管施設の位置
（変更前）届出書添付図面「施設配置図（変更前）」に表示
（変更後）届出書添付図面「施設配置図（変更後）」に表示

(4) 変更する年月日

平成30年1月25日

(5) 変更する理由

テナント確定により、施設運営の効率化を図るため

2 届出年月日

平成30年1月24日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成30年2月9日（金）から同年6月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4 その他

縦覧については、旭川市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については旭川市へ問い合わせること。